

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6 年 6 月 28 日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都新宿区西新宿4丁目32番22号

氏 名 株式会社フジタ 東京支店

上席執行役員東京支店長 金子孝一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-5309-2100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社フジタ 東京支店
事業場の所在地	東京都新宿区西新宿4丁目32番22号
事業の種類	44, 285 百万円
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日 まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	0.000 t	全処理委託量	0.000 t
自ら再生利用を行う特別管理特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	優良認定処理業者への委託量	0.000 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	再生利用業者への委託量	0.000 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	認定熱回収業者への委託量	0.000 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	認定熱回収業者以外への委託量	0.000 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 65.16t 前年度 346.032 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 処理業者の選定条件として、「JWNET加入業者」であることとしている。	

※事務処理欄	
--------	--

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油)

不要物等発生量

有償物量

排出量

①0.27

②自ら直接再生利用した量0

③自ら直接埋立処分した量0

④自ら中間処理した量0

⑤④のうち熱回収を行った量0

⑥自ら中間処理した後の残さ量0

⑦自ら中間処理により減量した量0

⑧自ら中間処理した後再生利用した量0

⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量0

⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量0.27

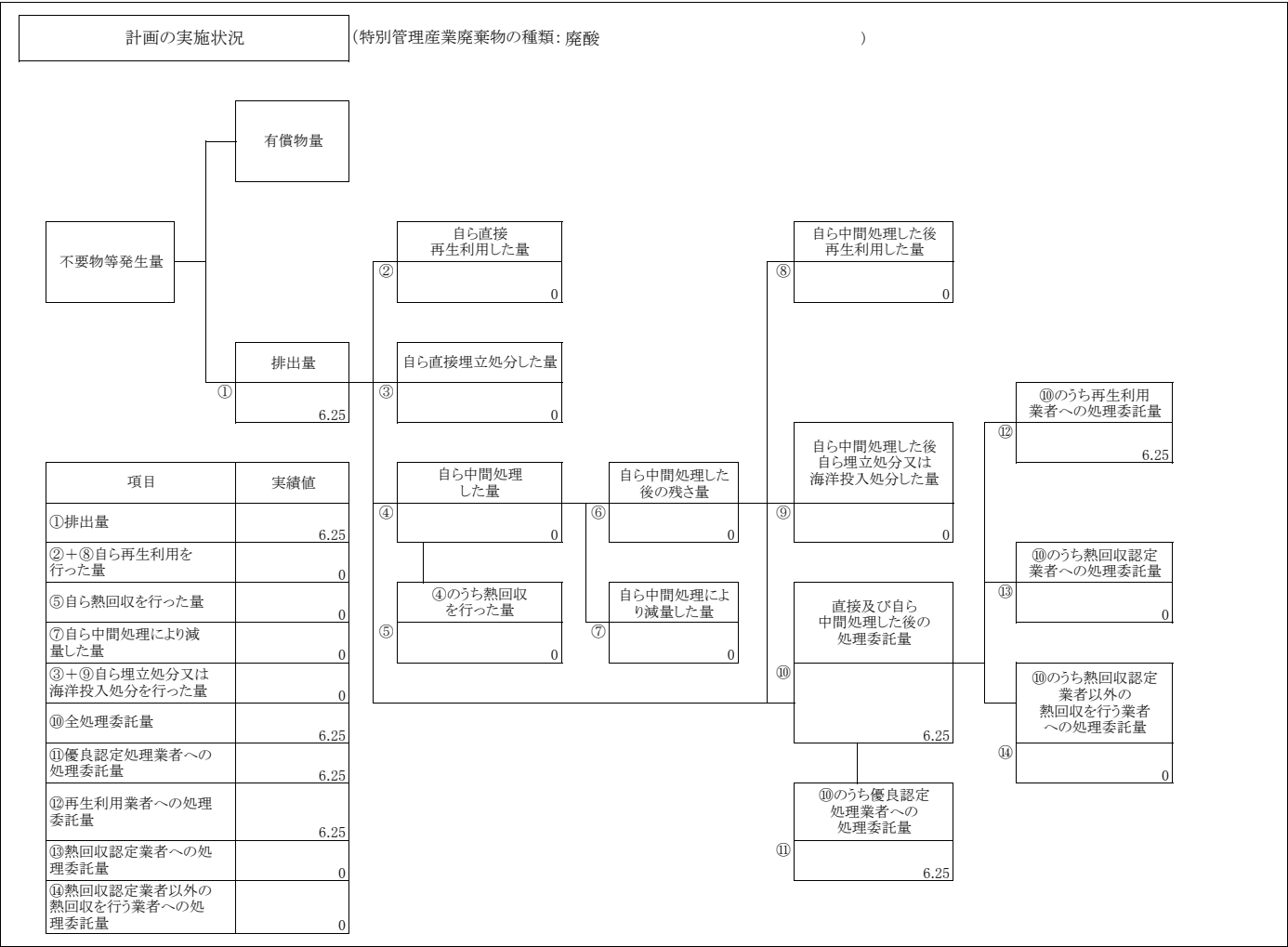
⑪⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量0.27

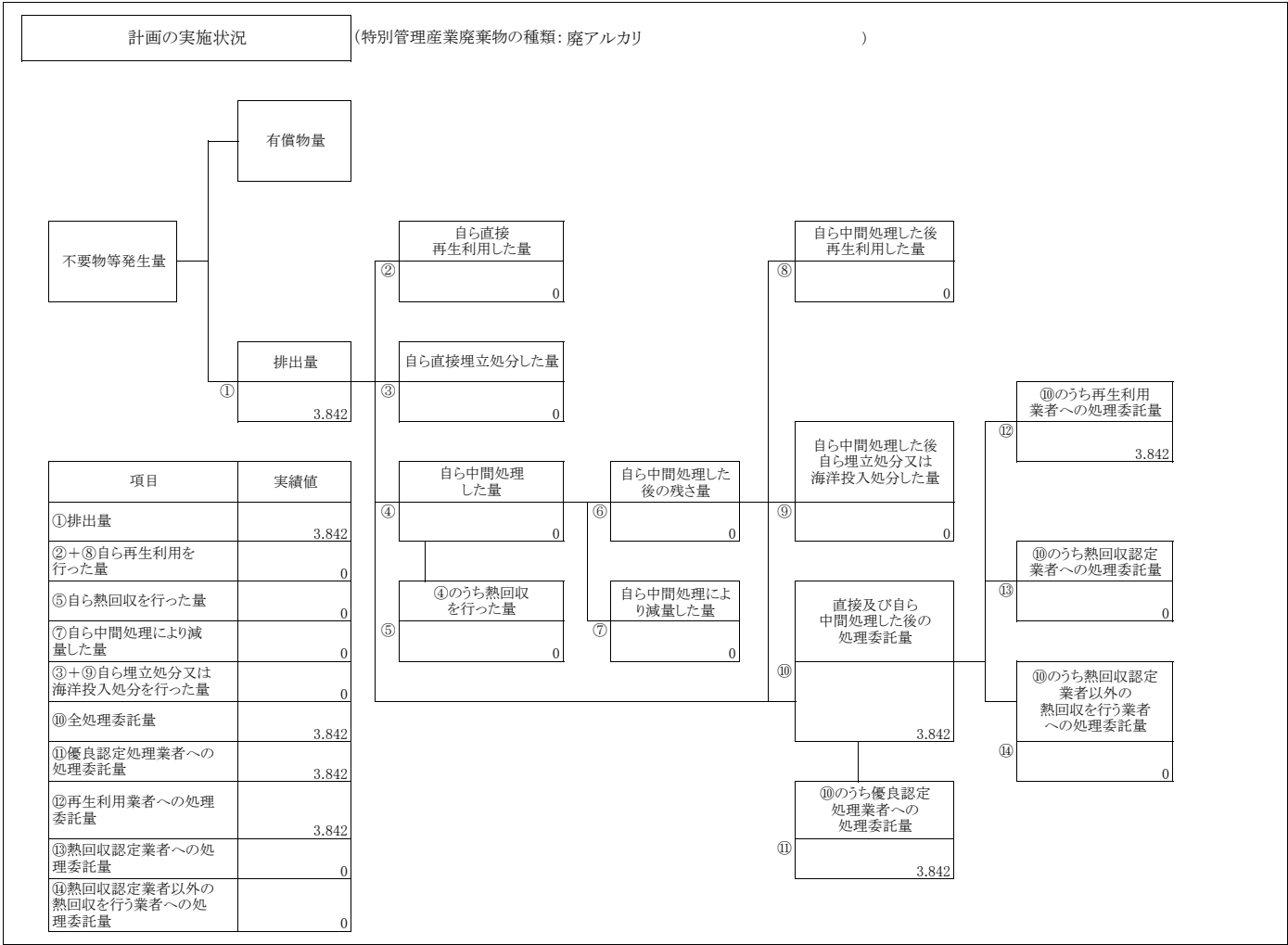
⑫⑩のうち再生利用業者への処理委託量0.27

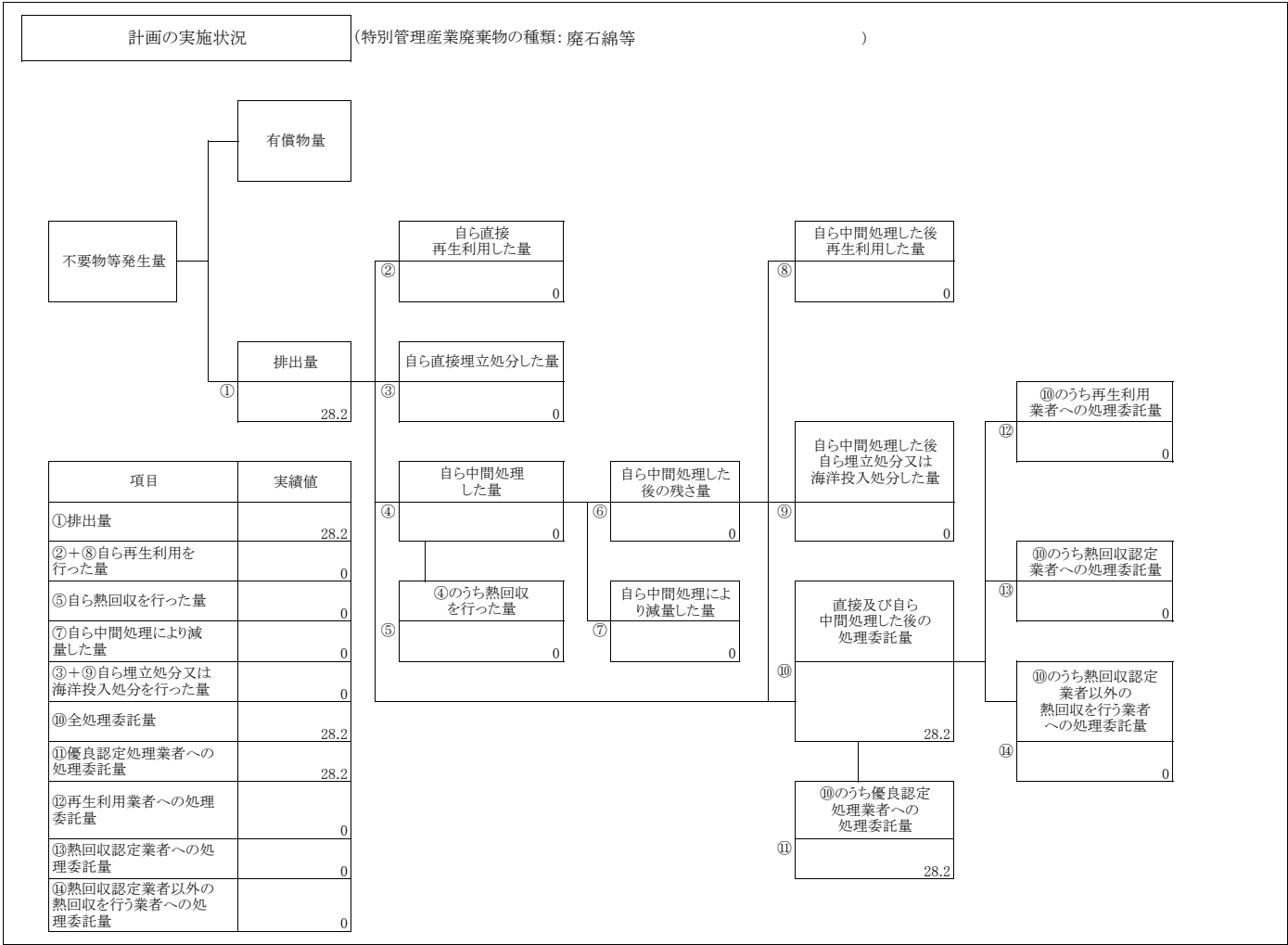
⑬⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量0

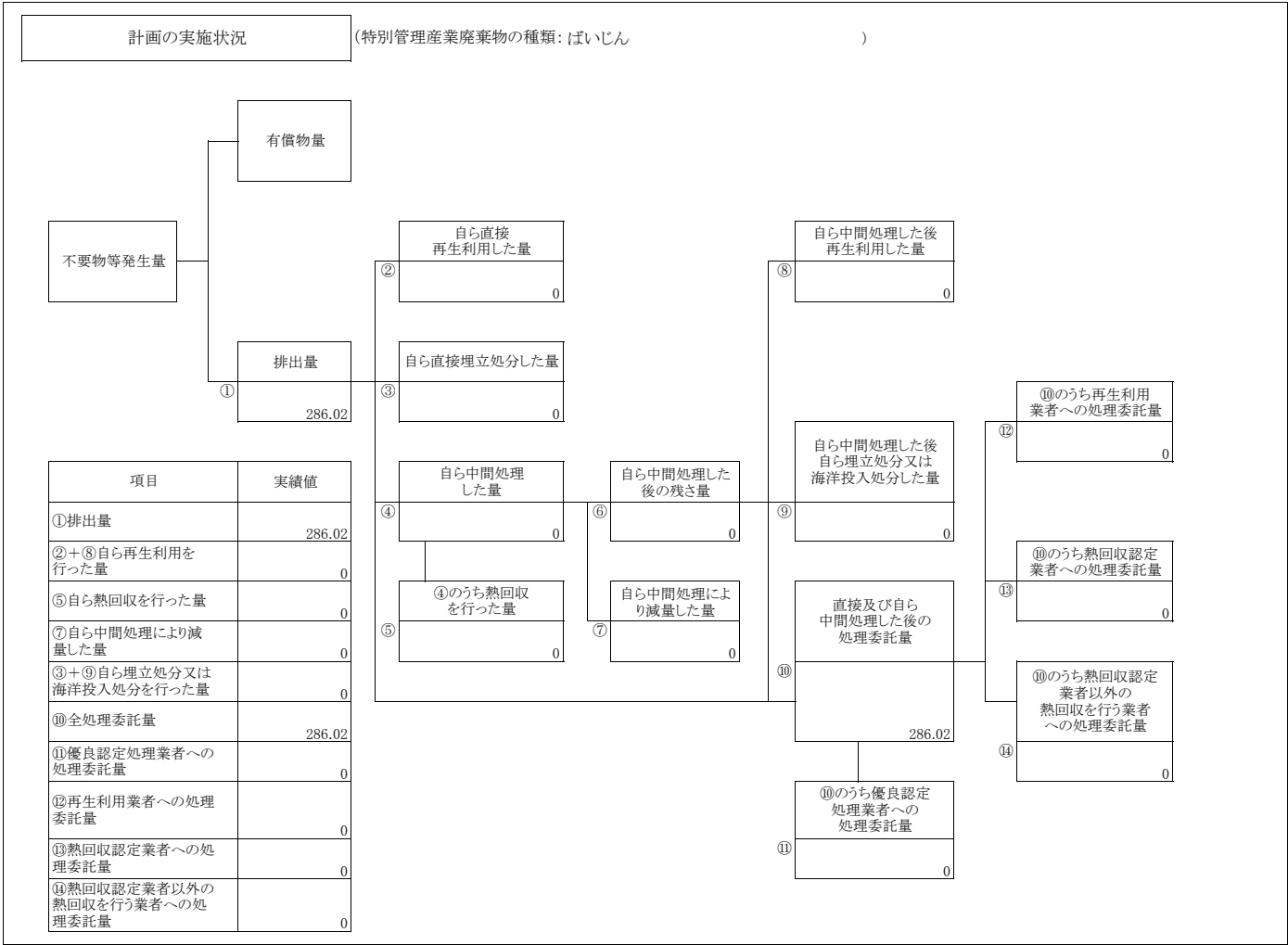
⑭⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量0

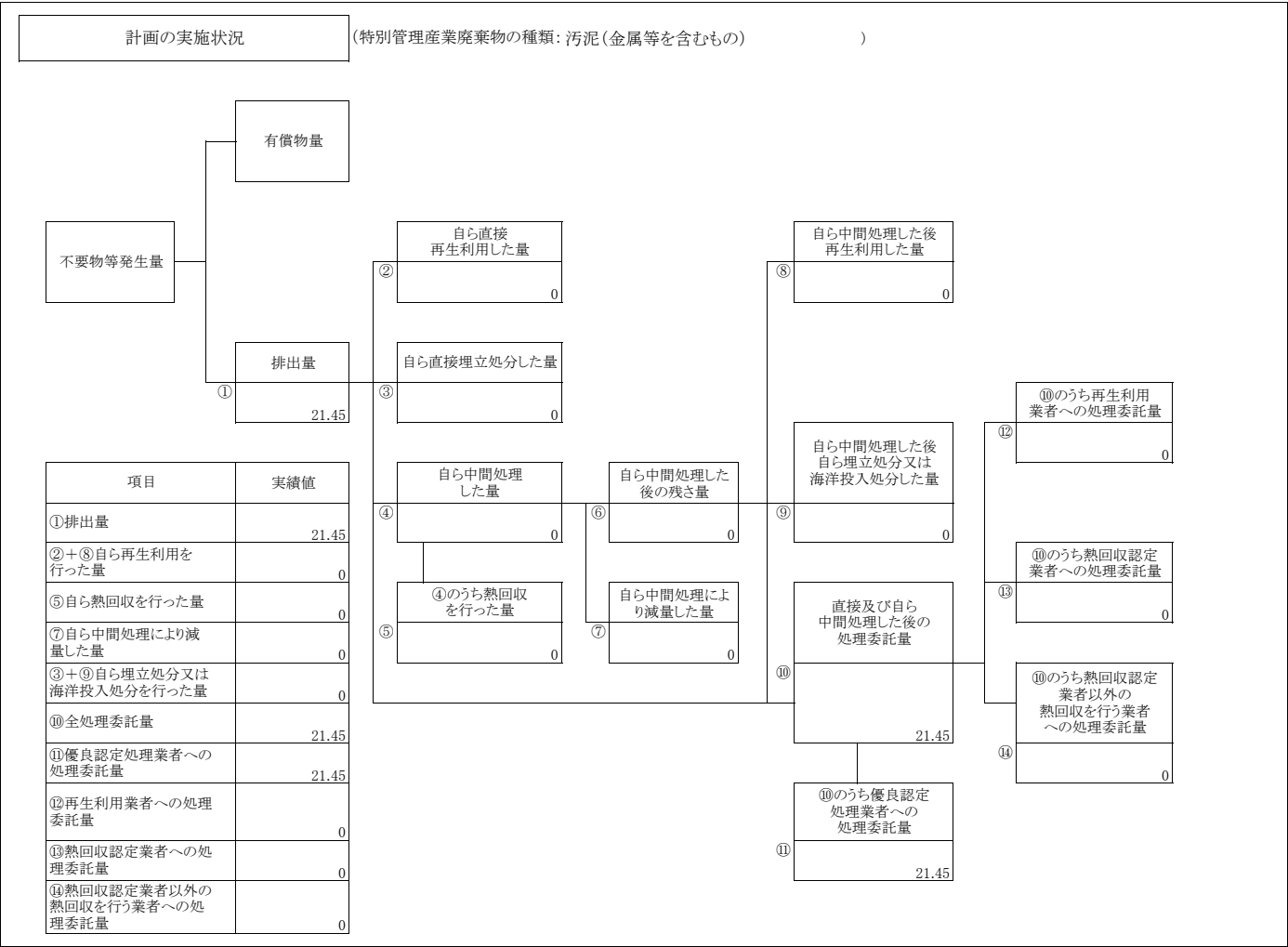
項目	実績値
①排出量	0.27
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0.27
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.27
⑫再生利用業者への処理委託量	0.27
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0











備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。